

◆資料

---

## 1. 第4次清瀬市長期総合計画の概要

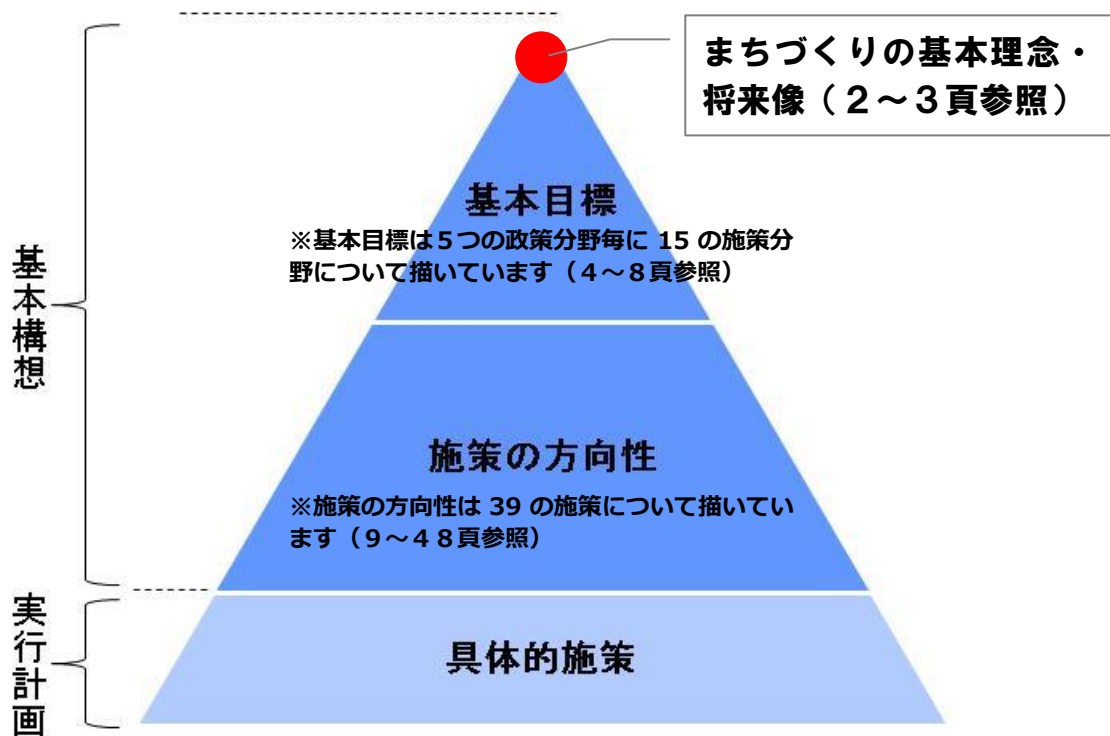
### (1) 第4次清瀬市長期総合計画の定義

第4次清瀬市長期総合計画は、市の最も重要な計画として、市職員をはじめ、市内在住者・在勤（学）者、企業、団体等が、それぞれの責任のもと、将来に向かって何をしたら良いかが書かれたまちづくりの羅針盤となるものです。

### (2) 第4次清瀬市長期総合計画の期間・構造

計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

計画の構造は、基本構想と実行計画の二層構造とします。



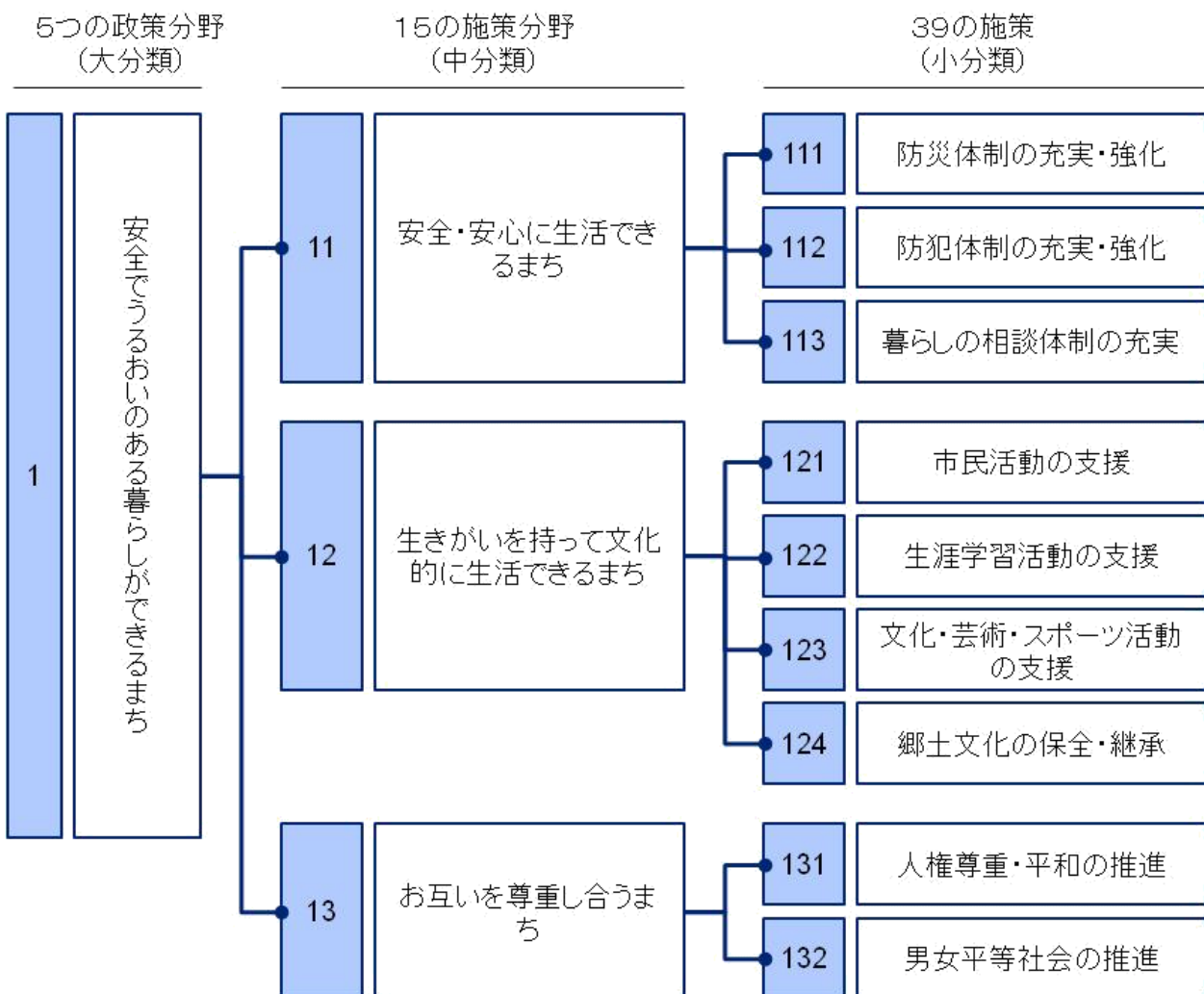
## 2. 第4次清瀬市長期総合計画 施策の体系

施策の体系は、5つの政策分野（大分類）、15の施策分野（中分類）、39の施策（小分類）で構成されています。

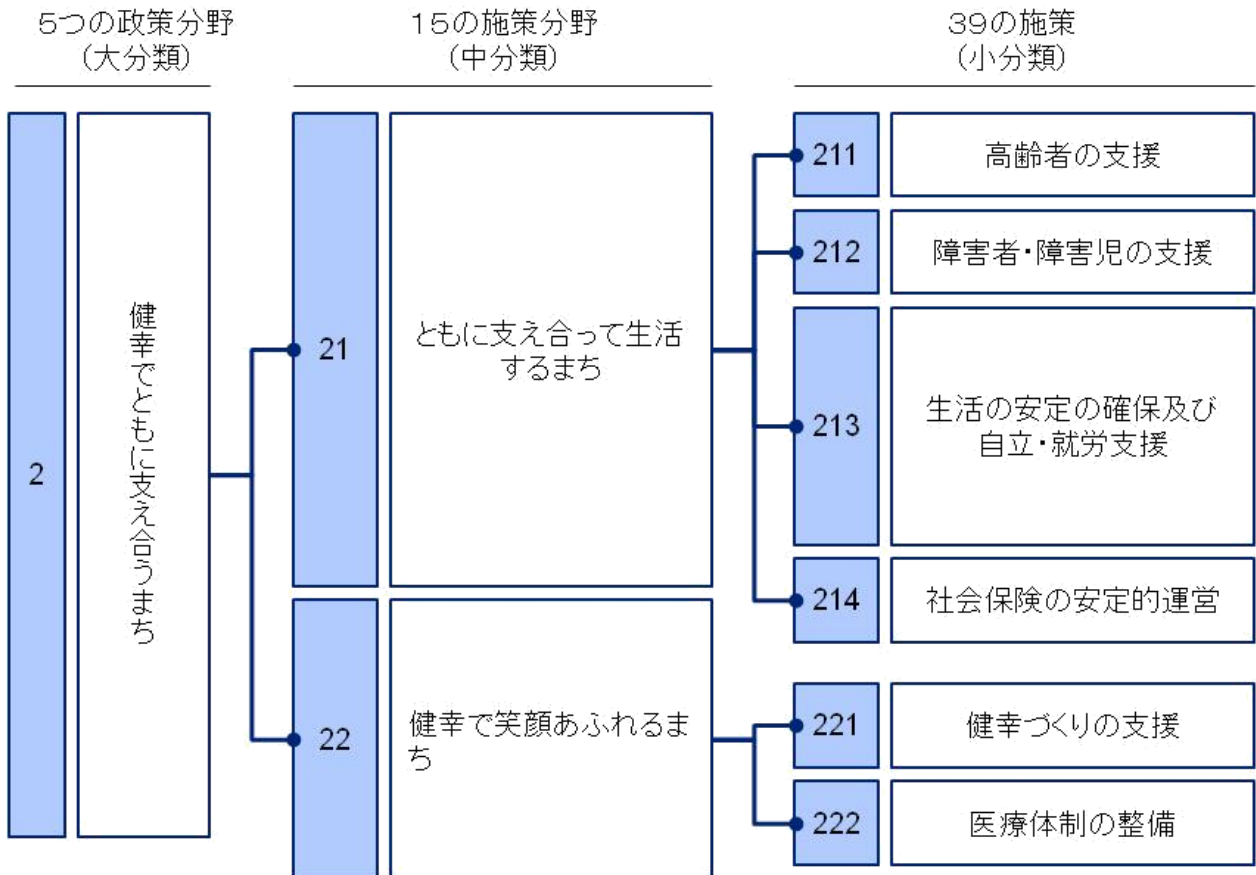
5つの政策分野（大分類）と15の施策分野（中分類）、また15の施策分野（中分類）と39の施策（小分類）は、それぞれ「目的」と「手段」の関係を持っています。

また、5つの政策分野（大分類）は、5つの将来像（3頁参照）を表しており、この将来像の実現のため、39の施策が展開されることを体系化しています。

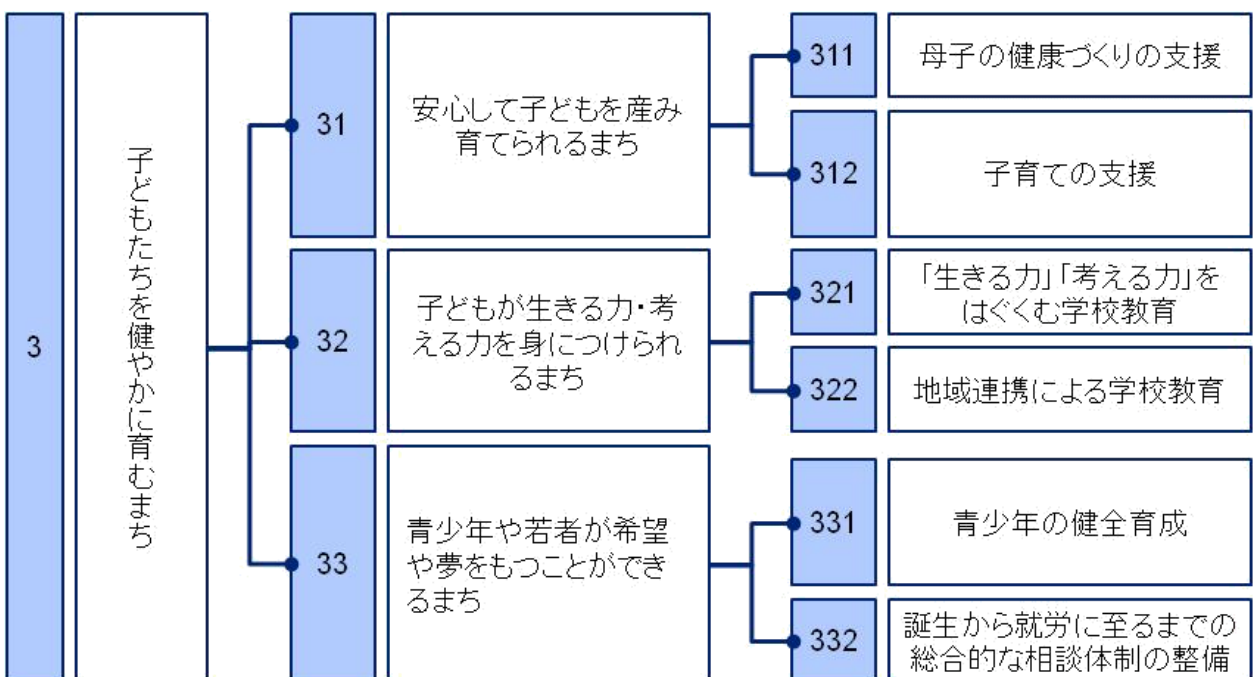
### ●安全でうるおいのある暮らしができるまち（「暮らし」の分野）



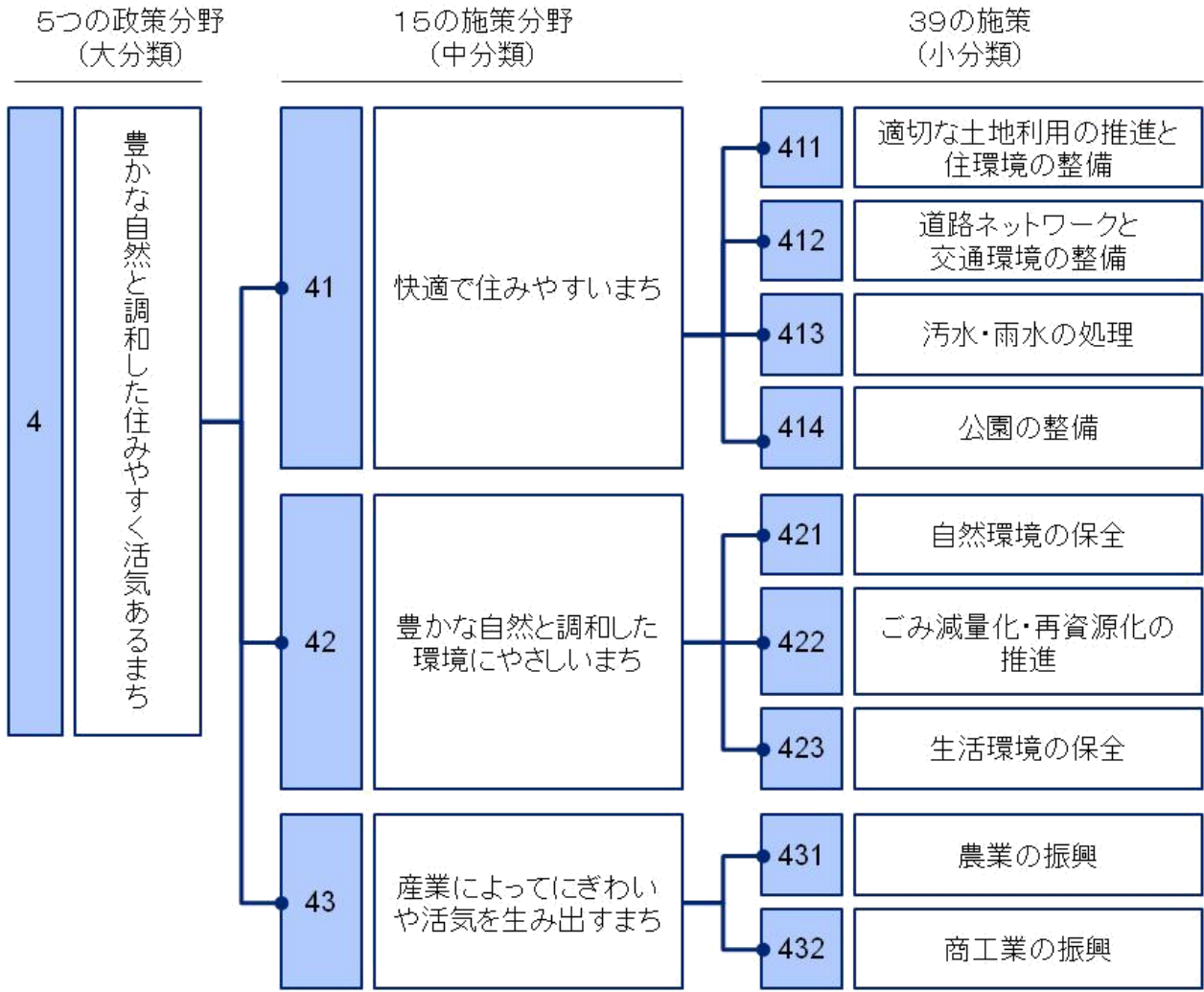
●健幸でともに支え合うまち（「支え合い」の分野）



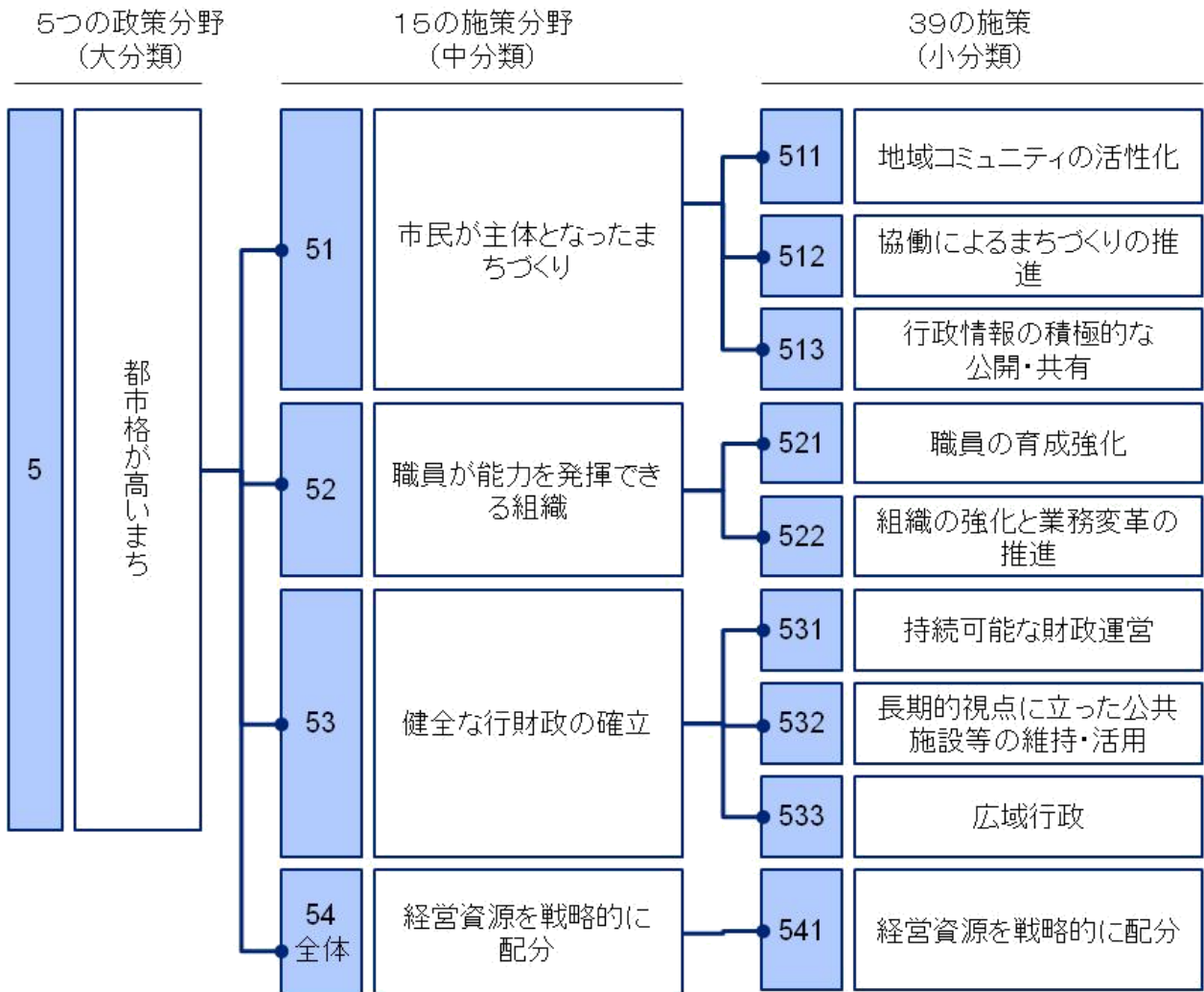
●子どもたちを健やかに育むまち（「人づくり」の分野）



●豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち（「基盤づくり」の分野）



●都市格が高いまち（「しくみづくり」の分野）



### 3. 清瀬市長期総合計画策定審議会条例

#### ○清瀬市長期総合計画策定審議会条例

昭和47年7月6日条例第15号

改正

昭和51年10月1日条例第28号

平成6年9月30日条例第21号

平成19年12月27日条例第33号

(設置)

第1条 清瀬市長期総合計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、清瀬市長期総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、長期総合計画策定に関する必要な事項を調査審議し、答申する。

(組織等)

第3条 審議会は、委員25人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 教育委員会委員
- (2) 農業委員会委員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 一般公募による市民
- (5) その他市民のうちから市長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該諮問にかかる答申の終了によつて満了するものとする。

(役員)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出するものとする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、少数意見を答申に付記するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、審議会の意見を聞き、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年10月1日条例第28号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月1日から適用する。

附 則（平成6年9月30日条例第21号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月27日条例第33号）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。



#### 4. 清瀬市長期総合計画策定審議会 委員名簿

氏名	区分
赤川 都	一般公募による市民
浅見 良子	市長が必要と認める者(清瀬市防災会議 会員)
池田 正雄	市長が必要と認める者(清瀬市都市計画審議会 職務代理)
石井 一行	学識経験を有する者(明治薬科大学薬学部 教授)
○ 岩野 正史	学識経験を有する者(国立看護大学校看護学部 教授)
小俣 みどり	市長が必要と認める者 (特定非営利活動法人子育てネットワーク・ピッコロ 理事長)
木村 敏夫	一般公募による市民
胡桃 則武	市長が必要と認める者(清瀬市文化財保護審議会 委員)
小糸 勇一	一般公募による市民
小林 一義	一般公募による市民
瀧澤 春子	一般公募による市民
田中 宏	市長が必要と認める者(清瀬商工会 会長)
中西 宣長	一般公募による市民
新田 斉	一般公募による市民
根岸 静代	一般公募による市民
長谷川 豊一	市長が必要と認める者(清瀬市民生・児童委員協議会 委員)
菱沼 幹男	学識経験を有する者(日本社会事業大学社会福祉学部 准教授)
◎ 星野 泉	学識経験を有する者(明治大学政治経済学部 教授)

星野 孝彦	市長が必要と認める者(清瀬市社会福祉協議会 事務局次長)
堀田 和宏	市長が必要と認める者(清瀬青年会議所 事務局長兼財務担当理事)
松村 重樹	教育委員会委員
松本 陽子	一般公募による市民
村野 政光	農業委員会委員
矢澤 洋子	市長が必要と認める者(清瀬市社会教育委員 議長)
吉岡 袈裟喜	一般公募による市民

※敬称略・五十音順

※会長：◎・副会長：○

## 5. 審議経過

日程		主な審議事項など
第1回	平成 26 年7月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 諮問</li> <li>● 会長・副会長選任</li> <li>● 審議会の進め方について</li> <li>● 長期総合計画の策定について</li> </ul>
第2回	平成 26 年8月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市の現状について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口推計について</li> <li>・ 財政状況について</li> <li>・ 市民満足度調査結果について</li> <li>・ 清瀬みらいカフェについて</li> <li>・ 社会指標分析結果について</li> </ul> </li> </ul>
第3回	平成 26 年8月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市の現状について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3次清瀬市長期総合計画の取り組み結果について</li> </ul> </li> <li>● 基本目標について</li> </ul>
第4回	平成 26 年9月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市の現状について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「第4次清瀬市長期総合計画」策定のための地域別懇談会について</li> </ul> </li> <li>● 基本目標について</li> </ul>
第5回	平成 26 年 10 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施策(第1分野「暮らしの分野」)の方向性の検討について</li> </ul>
第6回	平成 26 年 11 月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施策(第2分野「支え合い」の分野)の方向性の検討について</li> </ul>
第7回	平成 26 年 11 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施策(第3分野「人づくりの分野」)の方向性の検討について</li> </ul>
第8回	平成 26 年 12 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施策(第4分野「基盤づくりの分野」)の方向性の検討について</li> </ul>
第9回	平成 27 年1月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施策(第5分野「しくみづくりの分野」)の方向性の検討について</li> </ul>
第 10 回	平成 27 年2月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● まちづくりの基本理念・将来像の検討について</li> <li>● 答申(案)の検討について</li> </ul>
第 11 回	平成 27 年3月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 答申(案)の検討について</li> </ul>

● 諮問の様子

